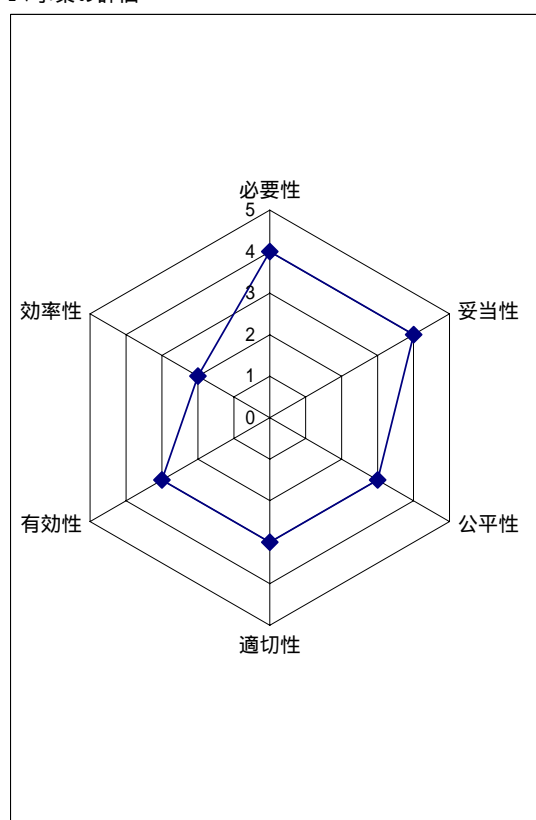


事務事業名	市単農道整備事業	担当部局	市長部局 産業経済部
基本目標	豊かな暮らしを育む活力ある産業づくり(産業)	担当課名	耕地課
施策体系	美しい田園を育む交流型農業の振興	担当係名	土地改良係
施策	農産物の安定した供給体制を充実する		

1. 事業内容

事業本来の目的と具体的内容	地元住民の要望により、農産物の物流の効率化、荷痛み防止・防塵効果・集出荷の迅速化による品質・鮮度の向上のほか、農村定住条件の改善に資する。		
事業の期間(開始/終了)	99年 99月 / 99年 99月		
根拠法令、条例、規則など	要望書等事務取扱い要綱 土地改良法・土地改良施工規則		
事業が対象としている人(モノ)	農道舗装実施箇所		
具体的な活動内容	農道舗装要望の受付・管理等を行った。		
	農道整備事業における施工箇所の調査・測量・設計・積算を行った。		
	農道整備事業における工事説明会を行った。		
	農道整備事業における施工箇所の工事監督を行った。		
事業の成果	市民の要望を受け付けることで、全体的に必要な性を理解できた。		
	要望箇所の調査をすることで、現状を把握できた。		
	施行箇所の設計・積算をすることにより、事業に着手できた。		
	地権者等との協議をすることにより、要望に合った農道整備ができた。		

2. 事業の評価



項目	説明
必要性	4 依然、必要性が高い 農業の生産性向上における機械化・集団化によって、農道幅などの耕地整備は近年減少傾向にある農業後継者育成のためにも必要不可欠となっている。未整備の箇所が点在することや、使用者が限られていることなどの理由で要望自体は目に見えにくい、必要性が高いと思われる。
妥当性	4 法的な問題などがあり、行政が行うべき事業である 砂利舗装の凹凸の修復等、比較的軽微なものに関しては、農道の使用者や隣接地権者など地域の市民が自発的に改修している。しかし、幅・補修など事業の専門性・費用などの問題があり、個人や地縁団体での施行が困難な箇所が大部分であることから行政が関与すべきである。
公平性	3 どちらとも言えない 農道の現状や使用者数の把握は困難なことから、市民からの要望や陳情をもとに現場を調査し、その範囲内で緊急を要するところから施行するというものである。よって、公平性という観点から見ると地区に偏りが生じている場合より深刻な状態の現場でも市で把握できない場合があり、偏りが無いとは言えない。
適切性	3 どちらとも言えない 事業の内容的には、施行前や施行中に地元住民と協議をし、意見を反映させながら臨んでいるため適切に行っていると言うには不十分である。また、事業の対象については上記の公平性の説明を考慮すると、適切に行っているとは言えない。よって、事業の手段の適切性に関しては、どちらとも言えない。
有効性	3 どちらとも言えない 事業は、結城市の各地域の住民の要望に応えるというもので、毎年幾つもの箇所を少しずつ施工していくといった現状になっている。災害などでより緊急の施工を必要とする箇所が発生したりする為、目的の達成ではなく、あくまでも修復工事として事業であったりする理由から、達成しているとは言えない。
効率性	2 効率は徐々に低くなっている(コストは若干増加している) 当市の財政状況が厳しく、年々予算が削られる事業が大半を占める。この市単農道整備事業の予算は年々削減されており、少ない予算で市民の要望にいかに対応できるかといった事が多くあり、地権者との協議を重ねて施行している。その意味ではコストは増加、人員効率は減少していると言える。

総合評価	本事業については、内容的に見てみると、地権者との協議を踏まえ施工することから、予算に対しての効率は良いものと判断する。問題点・課題を挙げるならば、厳しい予算の中で要望すべて満たすことは難しいと感じられる。
------	--

3. 今後の事業の方向性

所属長判断	事業の方向性判断	短期的方向	維持継続	中長期的方向	維持継続
	説明	農産物の物流の効率化、荷痛み防止、防塵効果、集出荷の迅速化による品質鮮度の向上などの他に、農村定住条件の改善に資することができる。よって本事業は、維持継続することにより成果の向上を図る。			
決定権者判断	決定内容	維持継続			
	説明	農産物の安定した供給体制を維持するため必要性が高い事業と判断する。			